

かみすながわ

議会だより

平成30年 第1回定例会

第4号

発 行 上砂川町議会 編 集 議会活性化特別委員会
上砂川町議会事務局 電話 0125-62-2880

「第10回北海道素人そば生粉打ち名人大会」会場のようす



掲載内容

* 主な議会政務報告について	2 P
* 庁舎建設総合評価委員会報告について	3 P
* 一般質問と答弁内容（要旨）について	3 P
* 所管事務調査報告について	6 P
* 町内事業への参加について	7 P

主な議会政務報告について

月 日	会 議 行 事 名	場 所	出席者
3・ 2	第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会 第1回砂川地区広域消防組合議会定例会 地域おこし協力隊活動報告会 及び退任激励会	砂川市 砂川市	伊藤議員 伊藤議員
8~16	第1回上砂川町議会定例会	上砂川岳温泉 議事堂	議長他3名 全議員
12	上砂川中学校第47回卒業証書授与式	上砂川中学校	議長・吉川議員
13	総務文教常任委員会	役場	全委員
	厚生建設常任委員会	役場	全委員
14	議員全員協議会	議事堂	全議員
14~15	予算特別委員会	議事堂	全委員
19	中央小学校第27回卒業証書授与式	中央小学校	議長・吉川議員
4・ 6	中央小学校入学式	中央小学校	議長・吉川議員
	上砂川中学校入学式	上砂川中学校	議長・吉川議員
7	上砂川技能協会 第36回優秀技能者表彰式	上砂川岳温泉	議長
23	町長就任式	役場	議長・副議長
25	上砂川消費者協会定期総会	町民センター	議長
27	第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会	砂川市	伊藤議員
5・ 1	第89回上砂川地区メーデー 祝賀パーティー	町民センター	議長
8	中空知町議会議長連絡協議会第1回定期総会 及び中空知5町「町長・議長懇談会」	雨竜町 上砂川岳温泉	議長 議長
10	上砂川商工会議所青年部定期総会	議事堂	吉川議員を除く全議員
14	議員全員協議会	議事堂	吉川議員を除く全議員
	第2回上砂川町議会臨時会	町民センター	議長
25	上砂川町老人クラブ連合会総会	役場	議長・全委員
28	議会運営委員会	東京都	副議長
28~29	町村議会議長・副議長研修会	活性化センター	議長
31	上砂川商工会議所第65回通常総会		

平成30年第2回上砂川町議会定例会 を傍聴しませんか？

本会議は、簡単な手続きで自由に傍聴することができます。町議会の活動などを知るよい機会ですので、ぜひ傍聴にお越しください。

- 議会日程：6月 4日（月）～ 7日（木）
- 傍聴可能日：6月 4日（月）
6月 7日（木）



小越 澤 伊藤 前藤 吉川 数馬 高橋
一充 文等 章洋尚和 成和

議会広報誌の編集委員

庁舎建設総合評価委員会報告について

庁舎建設総合評価委員会に4名の議員が町長より委嘱を受け公募により予め提示されている内容に基づき参加した設計業者4社から「企画、提案」をいただき、評価委員とともに採点審査をおこない設計者を選定しましたのでご報告いたします。

評価委員（11名）

有識者 吉川 聰（委員長）・内村知世史

議会 高橋成和（副委員長）・数馬 尚・吉川 洋・伊藤充章

役場 林副町長・飯山教育長・米田総務課長・浅利企画課長・佐藤建設課長

月 日	会議名	内 容
1・19	第1回総合評価委員会	事務局より参加業者の報告
22～25	第1次審査（書類審査）	事務局にて書類審査
26	正副委員長・有識者・事務局会議	第1次審査報告
2・14	第2回総合評価委員会	第1次審査報告・2次審査の説明
16	第3回総合評価委員会	採点方式による審査
	第2次審査（プレゼン及びヒアリング）	第2次審査報告（業者決定）
28	第4回総合評価委員会 業者決定町長報告	

一般質問 (質問者順)



議席番号8番
高橋 成和議員

質問要旨

今後の高齢者・障がい者の除雪サービスについて

今年は1975年以降の観測史上5度目の10メートル以上の降雪にみまわれ、本町でも管理不全な危険家屋が雪により倒壊しています。また持ち家の除雪ができなく町営住宅に一時避難されている方もおり、今後も雪解けにかけて町営住宅も含め注意しなければならない状況が続いているります。高齢者・障がい者の除雪サービス制度の門口除雪について今年度のような異常気象の場合においております。

ても訪問回数を増やしていくべき除雪支援対象者の方々から好評ですが、屋根の除雪につきましては対象が平屋のみとなっております。70歳以上の高齢者世帯において2階建てにお住まいの方は雪の落ちない2寸勾配以下の切妻屋根、寄棟屋根、無落雪屋根構造の住宅にお住まいの方もいます。例年雪降ろしはシーズンに平均1回、家主が業者に依頼するから屋根の雪おろしをされておりますが、今年度は2回から3回の雪おろしを強いられ、業者委託ですと建築面積にもよりますが廃業した店舗等と併用した住宅も含めますと1回の雪おろしに1万円から5万円ほどの費用を要します。そのため、なかには経済的負担を減らすため夫婦で雪降ろしをしている姿もみかけます。町営住宅の屋根の雪降ろしについては何らかの対応をしていただけますが、勾配の緩い2階建ての持ち家住宅を所有する高齢者の方についても何らかの補助制度の対象となるような制度の拡充が必要かと思いまして、拡充についての考え方をお伺いました。

答弁要旨

はじめに高齢者・障がい者の除雪サービスにつきましては、平成13年に開始した制度で除雪の労力の確保

が困難な高齢者等に対し、災害時の避難口確保を目的に居住部分の玄関や裏口、通路部分の除雪を行うというものの、対象者は70歳以上の単身及び夫婦世帯で、身体的な事由等により自力で除雪をすることが困難な世帯、身障手帳1・2級の身体障がい者及び3級から4級の肢体不自由に区分される人がいる世帯、母親と義務教育終了前の児童をもつて構成する世帯で身体的な事由により自力で除雪が困難な世帯等となります。利用料金は門口除雪で非課税世帯1回2,000円、課税世帯5,000円で利用できる制度としているものです。また、平成26年度からは個人で業者等とシーズン契約をしている方にも除雪費用の一部を助成する除雪費助成事業を開始し制度の拡充を図つてまいりました。



体制が困難なため、現状では高所作業車を持つ業者を紹介するのみの対応しておりますが、2人に1人が65歳以上で、世帯構成も一人暮らしや高齢夫婦世帯が多いため、今後も除雪サービスのニーズは増え続けることが予想されます。本制度の見直しと検討が必要であると認識はしております、さらに前段申し上げましたとおり本事業は、平成13年度に創設した制度であり、当時かかる状況も異なつております、今年度の大雪での課題も踏まえ、第19期町政において検討したいと考えております。

質問要旨

国民健康保険の制度改正 (国保の都道府県単位化)に



議席番号 3 番
伊藤 充章議員

答弁要旨

した。4月からの制度の改正により、将来的に収入に応じた保険料は全道何処に住んでいても同じになる様目指していくとのことです。それは即ち保険料の平準化に伴い自治体によっては今までより負担が重くなったり軽くなったりする加入者がいるという事でもあります。本町においては今後、加入者の負担がどうなっていくのか、今までの様に今後も基金より補填して加入者の負担を軽くする事が出来るのか、その他制度の改正に伴つて加入者にどのような影響が考えられるのか伺います。

国民健康保険の都道府県単位につきましては、14日に開催しましたが、全員協議会においてご説明いたしましたが、この度の制度改正は、国保の構造的な課題や市町村個別の課題を解消するため、平成30年度から都道府県が国保財政の運営主体となり、北海道全体で負担の公平化と医療費増加のリスク分散などによる財政の安定化や事務の広域化を図り、制度の安定化を目指すものであります。

制度改正後の国保税につきましては、議員ご指摘のとおり、北海道では、将来的には同じ所得水準であれば、道内どの市町村でも保険

税の水準が同じようになることを目標とし、参考として市町村ごとに標準税率を算出しており、また、高額医療費の発生などの多様なリスクを北海道全体で分散するため急激な保険税の上昇が起きにくいため仕組みになっております。

ご質問の「今後、加入者の負担がどうなっていくのか、今までの様に今後も基金より補填して加入者の負担を軽くすることができるのか、その他制度改正にともなって加入者にどのような影響が考えられるのか」についてですが、はじめに、基金の充当による住民負担の軽減であります。基金からの繰り入れは、従来どおり可能とされております。基金を活用し、住民負担の軽減など国保の安定運営に努めて参りたいと考えております。

また、制度改正により加入者に与える影響についてですが、制度改正後においても、国保の加入・脱退手続きや各種申請手続きは、これまでと変わらず市町村窓口で行われることから、加入者に与える影響は少ないものと考えておりますが、今後は、広報紙などで住民周知を行い、十分分配慮してまいりたいと考えております。次に、今後の加入者負担について



であります。保険税の算定における場合は、北海道が定めた事業費納付金を納めるため、標準税率を参考に決定することとなります。が、急激に保険税が上がる市町村がないように激変緩和措置が講じられているところであります。

また、標準税率は、目安であり、市町村の個別事情を勘案し独自に保険税率を決定することから、本市町におきましては、空知中部広域連合分賦金の平成29年度精算や北海道が算定する平成31年度事業費納付金がどのように推移するのか不透明でありますので、これらを見極めながら慎重に対応してまいります。

質問要旨

町内所在施設の防火設備の設置状況について

平成30年1月31日札幌市東区で

生活困窮者の支援を目的とした共同住宅で発生した火災により、男・女十一人の方がたが焼死するという痛ましい事故が発生しました。

この住宅は、築50年以上の木造二階建て共同住宅で、火災報知器は設置されていたものの、スプリンクラーや二階からの非常階段もなかつたということであり、多数の高齢者が住んでおり、また食事も提供されていました。たのですが、入居条件が高いことから、老人ホームに該当せず、消防法上は一般的なアパートや下宿と同様の扱いで、法令上の



議席番号5番
数馬 尚議員

答弁要旨

本町所在施設の防火設備の設置状況であります。このたびの札幌市の施設に類します施設はございませんが、公共施設にあつては消防法の定めにより設置が義務付けられています。スプリンクラー、火災報知機、消火器などの防火設備はいずれも規定どおり整備しております。質問の

3点目、社会福祉施設の防火設備と、4点目、上砂川岳温泉、東山ケア付き住宅ほか公営住宅につきましては、1点目および2点目と関連がござりますので、一括してお答えします。

違反はなかつたということです。上砂川町では、これに類似した宿泊施設はないと聞いていますので4点についてお尋ねいたしますが、他に課題等がありましたらお示しいただきたいと思います。

- ① 町内にある建物でスプリンクラーの設置が義務付けられている施設の名称と設置の状況について
- ② 火災報知器の設置が義務付けられている施設の数と設置の状況について

はじめにスプリンクラーの設置ですが、消防法施行令で定められた防火対象物のうち、設置が義務付けられている建物面積が $1,000\text{m}^2$ 以上上の町内施設について、公共施設では、特別養護老人ホームはるにれ荘と老人保健施設成寿苑、民間事業所では、有料老人ホームうずらの里とグループホーム上砂川の合計4施設が該当し、すべての施設で設置されております。

次に火災報知器ですが、法令の定めにより、不特定多数が利用する建物面積が 300m^2 以上の施設、もしくは面積に関わらず、宿泊所に類する施設に設置が義務付けられており、本町公共施設では役場庁舎、小中学校、保育園をはじめ上砂川岳温泉、中央・東鶴・緑が丘各公営住宅、東山ケア付き住宅、町民センター、体育センター、福祉医療センター、上砂川岳温泉など合わせて20か所、ほか企業等にあつては作業場の延べ面積が 500m^2 以上の建物に義務付けられ、町内事業所では計10か所の合計30か所が該当し、設置されており、このほかスプリンクラーと火災報知器の設置義務のない小規模な施設においても、消火器や非常警報設備、誘導灯などの防火設備を備えております。



消防設備の点検を、法に定める点検期間により、施設ごとに1年もしくは3年に1回、点検資格を有する業者へ委託し実施した結果を消防署へ報告しており、さらに毎年の消防査察点検において不備が指摘された点は、つど善処対応しながら、防火設備の適正な維持管理に努めております。

最後に被災防止の課題であります。が、火災時の安全で迅速な避難に向けた訓練について、上砂川支署の協力のもと小中学校、保育園、町民センター、福祉医療センター、上砂川岳温泉では年に2回、実施しておりますが、住民の多くが生活する公営住宅ではこれまで行われておらず、また、消火器の使い方も、町の防災訓練において訓練参加者が習得できる場を設けてはいるものの、高齢者の多い住民へ広く浸透していないことから、今後各町自治会、消防と協議しながら、これらの効果的な取り組み手法を検討してまいります。



中央地区「ミ・ライプ上砂川」

平成30年3月9日（金曜日）、総務文教・厚生建設常任委員会合同で、中央地区と鶴本町地区に建設されたアパートの事前視察を行いました。

今、上砂川町は子育て支援、自宅介護を含めた高齢者支援、そして人口減対策を町の重要な施策としてその課題解決に取り組んでおります。

民間賃貸住宅の調査報告

所管事務調査報告



その一つとして、「上砂川町民間賃貸住宅の建設促進のため、建設費の一部を補助する」この制度は、一戸当たりの住居専有面積が10坪以上、20年以上賃貸住宅として管理する等、一定の要件を満たすと最大一戸あたり、上限300万円の補助をする制度です。この制度を活用して、中央地区に「ミ・ライプ上砂川」1棟8戸、鶴本町地区にも「サンモールうずら」1棟8戸が建設されました。

中央地区のアパートは一戸12坪、エアコン、FF式ストーブ、ボイラーソファー、家具、TV、冷蔵庫、

カツプボード、ベッド、洗濯機等を備え、すぐに居住出来るようになります。家賃は40,000円プラス共益費3,000円の計43,000円、敷金は家賃の一月分。鵜本町地区の「サンモールうずら」は一戸12坪、オール電化、IHクッキングヒーター、電気パネルヒーター、電気温水器、ユニットバス、録画機能付きインターホン等を備えています。家賃は35,000円、共益費3,000円の計38,000円、敷金は家賃の一月分。両方のアパート共に最新の設備や機能を備えた今まで町内にないアパートとなっていました。



鵜本町地区「サンモールうずら」



二 ニュートリノ講演会

町内事業への参加報告

この両アパートは満50歳以下で町内事業所の正規社員なら月5,000円の家賃補助制度を5年間利用することができます。これらの制度は人口減少、少子高齢化対策の大きな柱となるものであり、上砂川の新しい形、新しい人の流れを作り、今後に繋がるものを感じたところです。

(記) 吉川 洋

去る2月13日に、上砂川中学校の体育館にて「ニュートリノ講演会」が開催され、生徒や町民の皆さんと共に拝聴して参りました。講師は東大宇宙線研究所の亀田純先生です。亀田先生は、「ニュートリノ」について私達が少しでも理解できるようにと、わかりやすい言葉で丁寧にお話をしてくださいました。私は自身、ほんの軽く予習をして参加したもの、「それ意味不明。」「物理は好きではなかつたらなあ。」などと自問自答。頑張つて、いく度も亀田先生の話に集中していました。「ニュートリノ」は素粒子の一種で質量(重さ)があることを発見したこと、二〇一五年に梶田教授がノーベル物理学賞を取つたこと。岐阜県に世界トップクラスの研究者が集まつて研究していること。そして光センサーという装置がとても重要で、その光センサーを保護するカバーの改良実験を本町の旧地下無重力実験センターで行う等の話をされていました。将来、この「ニュートリノ」が人類に何をもたらすのかは全く解りませんが、ただ願わくは私たちの上砂川町がこの世界的な研究に係っていることの誇りを、共に講演会に参加した生徒たち、そして

町民の皆さんと分かち合いたいと熱望いたします。

(記) 小澤一文

出席者(4名)

高橋成和・吉川洋・小澤一文・数馬尚

二 ニュートリノ観測装置強度試験見学

3月5日(月曜日)ニュートリノ観測装置ハイパー・カミオカンデに使用する光センサーの保護カバーの実験についての説明を加賀谷教授よりいただき実物の保護カバー



を見せていただきました。2年前に実験をしていますが今回は強度の確認と将来的に保護カバーの軽量化をはかるために実験データを探つていてるという説明をいただきました。

国内において実際の観測装置と同等の水圧実験ができるのは上砂川の施設だけということで岐阜県飛驒市にある施設が完成するまでにこれからも実験が続くとのことでした。

出席者（2名）
高橋成和・小澤一文

地域おこし協力隊 活動報告会・退任激励会

3月2日（金曜日）地域おこし協力隊の三年間の任期を満了した佐藤良任隊員と佐藤亮佑隊員、中途で就職先が決まり2年で退任した及川旬太隊員、阿部誠生隊員、計4名の報告会と激励会に参加しました。上砂川町に来てから取り組んだ特産品の開発、「上砂川シアハウスマ」や「まちの駅ふらつと」の今後の活用を含めた定住対策への提言等を聞きました。隊員の皆さんには就



出席者（3名）
大内兆春・高橋成和・吉川 洋

任当初からイベント等に積極的に参加されて私たち議員も気づかないところや若い発想をもつて上砂川の住民と接し町の活性化にご尽力いただきました。我々議会も彼らの思いを真摯に受け止め将来にまちづくりのため邁進していきたいと思いますし、ほとんどの隊員は現在上砂川を離れ新天地で活躍されますが、これからも上砂川を応援してくれると思いますし後輩の協力隊員へのサポートやお手伝いに駆けつけてくれると思いますので、次回たくましくなった姿を見るのが楽しみです。

（記 高橋 成和）

3月2日（金曜日）地域おこし協力隊の三年間の任期を満了した佐藤良任隊員と佐藤亮佑隊員、中途で就職先が決まり2年で退任した及川旬太隊員、阿部誠生隊員、計4名の報告会と激励会に参加しました。上砂川町に来てから取り組んだ特産品の開発、「上砂川シアハウスマ」や「まちの駅ふらつと」の今後の活用を含めた定住対策への提言等を聞きました。隊員の皆さんには就

今シーズンの冬は、記録的な豪雪に見舞われ、雪の重みに押し潰された建物がニュースや新聞を賑わせ、そのあまりに多い雪に、各御家庭でも大変な苦労をされた事と思います。平成30年3月の第1回定例会会期中、まだ非常に多くの雪が残っていました。その時は「今年の春は遅いのかな?」などと思っておりましたが、3月末頃から暖かくなつて雪解けが進み、うんざりする程大量にあつた雪が、4月中頃には殆ど見られなくなりました。どれだけ厳しい冬でも春はやつて来るもの、あれだけ苦労させられた雪が、ひと月もしない内に綺麗さっぱり消えてしまう：自然の力は偉大だと改めて実感させられます。

（記 高橋 成和）

さて、昨年の今頃は議会だよりの発行を何とか形にしようと動き出した頃でした。その時はまだ、現れた6名いる広報委員も決まっていませんでした。そこからではじめ、記憶しております。

始まりは議会と町の人達との間が遠いのではないか？という疑問からでした。ではどうしたら近づく事が出来るのか。それには「待ち」の姿勢ではなく、こちらから町の人

編集後記

今シーズンの冬は、記録的な豪雪に見舞われ、雪の重みに押し潰された建物がニュースや新聞を賑わせ、そのあまりに多い雪に、各御家庭でも大変な苦労をされた事と思います。平成30年3月の第1回定例会会期中、まだ非常に多くの雪が残っていました。その時は「今年の春は遅いのかな?」などと思っておりましたが、3月末頃から暖かくなつて雪解けが進み、うんざりする程大量にあつた雪が、4月中頃には殆ど見られなくなりました。どれだけ厳しい冬でも春はやつて来るもの、あれだけ苦労させられた雪が、ひと月もしない内に綺麗さっぱり消えてしまう：自然の力は偉大だと改めて実感させられます。

こうして復活させたこの議会だよりも4号目となりました。

編集委員各々、ちゃんと見てもらえる議会だよりを作れる様に試行錯誤しながら作業し、また各イベントにも参加させて頂いております。最近では「議会だより、ちゃんと読んでいるよ」と仰つて下さる方が多くなり、参加させて頂いたイベントでも「前よりも少し身近になつたね」や「何をやつているのか少し分かる様になつた」とも仰つて頂きました。

議会にとつて、この様に仰つて頂けるのはとても嬉しく思います。ですがまだ「少し」です。これらも我々議会は試行錯誤しながらではあります、町の人達の身近な議会を目指して励んで参ります。

（記 伊藤 充章）